

私立学校の耐震化補助の拡充と高等学校生徒納付金の公私間格差の是正を求める意見書

私立学校は、各々建学の精神に基づき、新しい時代に対応する教育を積極的に展開している。

私立学校の経営は、少子化による学生・生徒・園児の急速な減少が続いている影響などもあり、依然として厳しい状態が続いている。

このような状況の中、私立学校施設の耐震化に係る改築工事の補助対象については、従来からの幼稚園に加えて高等学校にも拡大するなどの改善がなされたが、適用期間が平成26年度から28年度までの3年間に限定されているなどの課題も残されている。

また、高等学校等就学支援金制度についても、平成26年度から私立学校に通う生徒に係る就学支援金の加算を拡充するなどの改善がなされたが、授業料以外の納付金も含む公立との納付金格差は依然残っている。

公立学校に比べてはるかに財政基盤の脆弱な私立学校に対する助成は今後とも充実していく必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 私立学校施設の耐震改築に対する補助の対象条件の緩和や適用期間の延長などを含めた耐震化に係る補助金の拡充、制度改善を行うこと。
- 2 高等学校の生徒納付金の公私間の格差是正を図るため、高等学校等就学支援金制度の拡充等の財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
財務大臣	麻生太郎殿
文部科学大臣	下村博文殿

山形県議会議員 野川政文